

第3回企画代表者会議目次

1、	今回の企画代表者会議	3p
2-1	プレハブ手続き	4p
2-2	夜間居残り	5p
2-3	個人情報収集	6p
2-4	警備計画	7p
2-5	環境局からの連絡	8p
2-6	自主規律投票	9p
3-1	全般的注意事項	10p
3-2	企画場所使用上の注意	13p
3-3	運営委員割振結果発表	19p
3-4	五月祭期間中に使用可能な設備	20p
3-5	清掃チェックについて	21p
3-6	学生生活委員会交渉報告	24p
4-1	ステージ企画	25p
4-2	委員選出	26p
	座席表	28p

1 今回の企画代表者会議

1、配布書類

今回の企画代表者会議での配布書類は以下の通りです。

- (1) Almighty...この冊子です。
- (2) 手続きマニュアル
- (3) 個別確認票
...各種査定結果が載っています。
- (4) 自主規律アンケート

2、企画代の流れ

- (1) 全体説明
- (2) 個別連絡

書類不備・企画間調整・当委員会からの連絡がある場合には個別対応となります。個別確認票で呼び出しがある方は、全体説明終了後に各担当のところまでお越しいただきますようお願いいたします。また、質問がある方も各担当のところにお越し下さい。なお、各担当の場所は本冊子最終面の座席表に記してあります。

(3) 屋外ブロック夜間警備計画書提出

各ブロックごとに夜間警備計画を作成していただきます。ブロックごとに夜間居残りをする企画同士で話し合い、夜間ブロック警備計画書を作成してください。提出は前にいる委員にお願いします。

(4) 自主規律アンケート提出

簡単な自主規律に関するアンケートを行いますので、提出をお願いします。

3、今後の予定

(1) 消防訓練(屋外模擬店・及び発電機・特殊火気を扱う企画のみ)

火気を扱う企画は、消火器の使い方を習得する必要があります。そのため消防訓練に出席することが義務付けられます。消防訓練に参加しない企画は、当日の火気使用許可が下りません。企画責任者以外でも構いませんので、当日火気を扱う場にいる企画構成員が最低1人参加してください。

< 消防訓練日時 >

5月10日(土) 14:00から30分間

場所:本郷キャンパス総合図書館と三四郎池の間の通路(例年合格発表が行われている付近)

(2) プレハブ手続き

5月21日及び5月22日にプレハブ手続きを行います。プレハブ手続きとは、主に現金の支払いを伴う一連の手続きのことを指します。期限内に手続きを行わなかった場合は五月祭に参加することが出来ませんので、ご注意ください。詳細は2ページに記載されております。

(3) 第4回企画代表者会議

5月24日(土)に第4回企画代表者会議を13:00より本郷キャンパス法文2号館文三大教室で行います。当日に向けての重要な注意事項について説明いたしますので、必ずご参加下さい。

2 - 1 プレハブ手続き

1、はじめに

プレハブ手続きでは、最終的な企画参加の意思確認、及び主に現金の支払いを伴う一連の手続きを一斉に行います。この手続きを済ませない限りは五月祭に参加することはできません。

なお、手続き時には「責任者及び副責任者の方の学生証」「各種支払い用現金」を必ずお持ちください。(釣り銭は用意しておりません)

2、場所・日時

場所：本郷文学部 3号館脇五月祭常任委員会プレハブ

日時：5月21日(水) 18:00 ~ 20:00

(企画IDが249以下の企画)

5月22日(木) 18:00 ~ 20:00

(企画IDが250以上の企画)

3、手続き事項

(1)企画登録証発行

「企画登録証」とは、五月祭参加企画であることを証明する書類です。五月祭当日近辺及び五月祭終了後の各種手続きに必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。

(2)企画保証金の納入

全ての企画から、保証金として5000円をお預りします。この保証金は、五月祭における全ての義務を履行したことが確認され、かつ五月祭終了後設けられる返却期間内に受け取りに来た企画にのみお返しします。

(3)各種代金等納入

プレハブ手続きにおいて納入することになる代金等は以下の通りです。

・火器一括レンタル代金(アコムレンタルの代金は含みません。生協経由で調理器具を借りた企画はプロパンセットの代金を含みます。)

・容器飲料一括購入代金

・ステージ分担金(空調費・グラフィェス参加費含む)

企画保証金とは違い、該当する企画のみ納入することになります。各企画の合計金額は、企画保証金も含め事前にメールでお知らせいたし

ます。釣り銭の無いようにお持ち下さい。

(4)自主規律投票

自主規律の投票を行います。詳しくは自主規律投票の項(9ページ)をご覧ください。

(5)援助物品引渡

物品援助申込企画に対し、援助物品の引渡を行います。

(6)清掃チェックシート

清掃チェックを行う際の注意事項等を記載したチェック票を配布します。

(7)容器飲料チケット発行

容器飲料の一括購入を行う企画に対し、品物との引換に必要なチケットを発行します。

(8)車両入構許可証発行

車両入構の申請が認められた企画に対し、入構許可証を発行します。

(9)火気使用許可証

火気使用の申請が認められ、消防訓練を受けた企画に対して、火気使用許可証を発行します。

(10)電力使用許可証

屋内企画で電力使用を認められた企画に対して、電力使用許可証を発行します。

注意事項

混乱を避けるため、必ず指定された期間に手続きを行って下さい。指定された期間にどうしても手続きを行えない場合は、その旨事前にご連絡下さい。

手続きには学生証確認をされていない方が必ず学生証をお持ちの上お越し下さい。責任者副責任者ともに学生証確認されていない場合は両者来る必要があります。また、学生証確認されたかどうか分からない場合は当委員会にお尋ね下さい。

援助物品を受け取る企画は、一度に物品を持ち運べる人数でお越し下さい。

2 - 2 夜間居残り

1、夜間居残り方針の決定

今期の五月祭において夜間居残りを容認することは前回お伝えしたとおりです。しかしこれまで起きてきた諸問題が今年度も起きない保証はどこにもありません。これまで夜間の火気使用、資材破壊など建物の破壊に結びつくようなことや、喧嘩や急性アルコール中毒など人命に関わること、そして一晩中続く騒音など地域住民や公共に多大な迷惑をかけることが起きてきました。

もしこれらのことが今年も起きた場合今後の五月祭に禍根を残すことを重く受け止め来年度以降の夜間居残りを禁止する等の重大な措置を講じなければならないと考えております。

夜間居残りを行う企画は各自で精緻な警備計画をたてた上で、ブロックごとでも警備計画を練ってください。また今年度も夜間資材預かりを行いますので、夜間居残りを行わない企画はご利用ください。

2、警備案の概要

(1) ブロック単位の警備

基本的に、夜間の警備は、各企画ブロック内の連帯責任において行い、警備に関して各企画とも責任ある行動を取る。

(2) 定点警備

企画ブロック外、または居残り企画のいないブロックで、夜間汚損されたり破壊されるおそれの大きい箇所には、夜間居残り企画が人手を出して、定点警備(監視)をする。

(3) 早朝清掃

夜間居残り企画から人手を出して、夜間で汚れた部分の清掃、再分別する。

(4) 巡回

五月祭常任委員会が居残りブロック外の巡回を重点的に行い、各居残りブロックの警備状況も同時に確認する。

(5) 資材預り

資材預りは安田講堂裏車庫にて行う。

(6) 通行規制

各所にロープを張り、バイク等の走行を抑制する。

警備の大部分は居残り企画の自主的警備によりますが、定点警備や早朝の清掃などについては、夜間運営委員を委員会で割り振ります。企画終了時間が午後6時なので、夜間業務を午後8時～午前8時までの12時間とするとして、1人2時間の仕事を1単位とすると、

定点警備

12時間×2日×3人×4ヶ所÷2時間=144単位

清掃

2日×6人×3班=36単位

合計180単位

1企画につき2単位の負担をしてもらう事になります。委員会は今回提出してもらう夜間ブロック警備計画書を確認の上、具体的な割り振りを行います。ただし、夜間運営委員の割り振り結果について基本的に変更希望は受け付けません。

3、資材、プロパンの夜間預り

五月祭常任委員会では夜間における資材保護の観点から、希望する企画に対して資材の夜間預り制度を実施します。預る資材は机、イスなどで、テント、なまもの、貴重品などの預りは行いません。但し、プロパンガスのボンベについては火災防止のために夜間居残りしない企画は原則として全て預けていただきます。詳細は未定ですが、引き受け時間は

前日 5/30 16:00～18:00

当日 5/31 17:00～20:00

を予定しています。

4、手続きに関して

「夜間責任者・副責任者登録」及び「夜間運営委員希望調査」の手続きをしてください。その申請を元に夜間運営委員の割り振りなどを決定します。夜間運営委員は決まり次第、Web上で発表します。また、期日までに夜間責任者・副責任者登録をなされなかった場合は夜間居残りを取り消す可能性があります。

なお、夜間居残りをキャンセルする場合は、早急に委員会までご連絡下さい。

5、今後の予定

第4回企画代表者会議にてブロックごとに集まっていただき当日の警備計画に関して詰めていただきます。

2 - 3 個人情報収集

1、個人情報の収集

個人情報とは、本来、個人が特定できる情報（氏名・電話番号など）のことを指しますが、ここでは、**<年齢や企画内容に関するアンケートなど、来場者からなんらかのデータを得ようとする行為>**（来場者になにか書いてもらう、口頭で質問する、等）を指します。

アンケートなどを行ったり、次回公演の案内のためなどに、個人情報を収集することがある企画もあると思います。ですが、個人情報は、一歩間違えば外部に流出して悪用されるなど、その個人に大きな被害をもたらしてしまう物もあります。そこで、来場者及び五月祭の保護の観点から、個人情報の収集を（大なり小なり）行う企画には、委員会に対し届け出をしていただきます。Web上から「指定行為申請」の手続きを行い、以下の内容を記入してください。

- ・収集する内容（住所、氏名等）
- ・方法（街頭で声をかける、来場者の退場時に記入を呼びかける、等。任意性が確保されていることも書くようにしてください。）
- ・用途（企画内容の改善、等）

2、手続きに関して

具体的な手続き方法は登録フォームを参照してください。**<事前の届出がない場合、当日差し止めとなります>**ので注意してください。入力した情報と異なる行為を五月祭当日に行った場合も「届出なしの行為」として扱われるので、虚偽の情報は登録しないで下さい。締切は5月6日(火)です。なお、前回の企画代表者会議のときより、受付は開始しておりますので、ホームページ上の手続き方法は前回の手続きマニュアルを参考にしてください。

2 - 4 警備計画

1、概要説明

五月祭に政治家や有名タレント、アイドル、その他有名人を招いて企画を行う場合は、当日の警備体制に万全を期すため、「警備計画書」を提出していただきます。該当企画は、下記の要領で警備計画を作成し提出してください。提出期限までに計画が間に合わない場合、中途段階の計画を五月祭常任委員会まで提出してください。地図の添付等、「紙」で提出する必要がある場合には、事前にご相談下さい。

有名人招致の際の警備計画

[対象] 有名人を招致する講演会やステージなどの企画

[締切] 2003年5月9日(金)

[内容] 以下を参照してください。

[提出方法] mfjca103.netまでメールで提出。

同様です。

(8) 協力団体、協賛団体。企画実施上、外部団体等の協力などがある場合、記載してください。

(9) 当日までの企画告知の有無。当日までに学外で企画の開催を告知している場合にはその概略を記載してください。

(10) その他、企画実行に関して何か特筆すべき点があれば記入してください

2、警備計画書に盛り込むべき項目

(1) 企画ID、企画名、企画団体名、企画責任者氏名

(2) 当日の連絡先(担当者氏名及び携帯電話番号)。当日の緊急電話連絡先にします。責任者が望ましいです。

(3) 企画場所、企画日時、控室場所、控室使用时间(控室はある場合のみ)

(4) 招待者の氏名、所属、略歴などを明記。招待者複数の場合は全員について記載。

(5) 五月祭当日の企画進行予定。企画開始から終了までの企画進行次第を記載してください。

(6) 当日の招待者の動き。いつどこから、キャンパス内に入構し、どのように会場に入り、そしてどのように出るか(入構ルート)を、できるだけ詳細に書いて提出してください。控室への立ち寄りや企画場所以外への来訪がある場合は忘れずに記入してください。また学外からの警備員(SP等)が警備に当たる場合はその詳細も記載してください。各種地図が必要な場合は委員会室でお渡しします。

(7) 会場内の警備体制。一般客の入退場をどのように行うのか、会場で企画構成員をどのように配置するのかを詳細に記載してください。企画開催時間中だけではなくその前後についても

2 - 5 環境局からの連絡

1、エコレシピコンテスト結果発表

委員会の査定の結果、以下のように受賞企画が決定しましたので、ご報告します。

- ・五月祭常任委員会委員長賞
- ・環境局長賞
ともに該当企画なし
- ・努力賞
 - 企画 ID123 あいすのでんぷら
(フリーウェイ)
 - 企画 ID303 TEIYUのたこ焼きや
(丁友会庭球サークル)
 - 企画 ID125 すばあいたこせん
(スポーツ愛好会硬式テニスパート)

以上の企画について、運営委員単位減免、パンフレット特集ページ掲載、集積場優先(予定)の優遇を行います。

2、「危険物・特殊ごみ申請」について

割れたガラス、蛍光灯、電池、スプレー缶など、取り扱いに危険を伴うものなどをごみとして排出する場合は、事前に申請が必要となります。

申請の趣旨

五月祭で排出されるごみの中に予期しない危険物などが混入していた場合、分別作業をしている運営委員等に被害が及ぶ可能性があります。また、委員会の示す分別基準では分類が不明なもの、重い/大きいために取扱が困難なものなどが当日に突然持ち込まれると、集積場で混乱が生じてしまいます。

そのような、危険物や特殊なごみが排出されることが予め分かっている場合には、この申請をしてください。

< 第76回五月祭ごみ分別指針 >

昨年度とは若干異なる部分がありますので、ご注意ください。

尚、この分類は多少変更する可能性があります。

紙くず・ビニール・プラスチック・生ごみ
サーマルリサイクル
エコ容器・紙コップ パルプ
古紙 再生紙
ビン、カン リサイクル
PET ボトル 再生繊維
木材 パーティクルボード
金属・陶器 埋め立て処理
ダンボール ダンボール
危険物・特殊ごみ 適正処理

危険物(取り扱いに危険が伴うもの)の例：
・割れたガラス、蛍光灯、電池、スプレー缶 など

特殊ごみ(重い/大きいために取扱が困難なもの)の例：

・瓦、コンクリートブロック、じゅうたん、その他粗大ごみなど

手続き方法

Web受付の「危険物・特殊ごみ申請」で申請してください。**締切は5月6日(火)です。**

(注意)

・当日思いがけず特殊なごみが出た場合は、早めにごみ集積場まで相談にお越しく下さい。
・申請なしの危険物の排出は委員会では処理できない場合もあります。特に、粗大ごみに関しては、申請のないものは受け入れません。また、家電は申請の有無に関わらず受け入れできませんので、ご了承ください。

2 - 6 自主規律投票

1、今期の自主規律案

当委員会で協議をした結果第76期五月祭自主規律案として以下のものを発議することとしました。昨年度と比べて変更点はありません。

<第76回五月祭自主規律案>

- 1 企画は本学学生を主体とする。
- 2 公序良俗に反する行為を行わない。
- 3 五月祭の運営のために必要な責務を果たす。
- 4 他の企画団体が円滑に企画を行う権利を尊重し、他の企画の実行に支障が出ないようにする。
- 5 来場者、大学周辺の住民など、他の人々に迷惑をかけない。
- 6 大学の施設・環境及び使用する機材を保全する。
- 7 事故の危険性がないように十分配慮する。
- 8 特定の政治・宗教団体の宣伝活動は行わない。
- 9 企画は無料公開を原則とする。
- 10 営利を主目的としない。

2、今後の手続

今まで企画の方にアンケートをとることができなかったため、今回簡単なアンケートを実施します。特に問題がないようなら、上記自主規

律案に対する投票をプレハブ手続きの際に行います。もし、少しでも変更があれば、Web上で告知いたしますので、参照してください。原則として企画登録証の発行を受ける際に一緒に投票を済ませて下さい。

「以下の条件を満たした方が一企画につき1票投票することができます。」

<責任者または副責任者が投票する場合>
自分自身の学生証を持つ方

<それ以外の方 = 責任者または副責任者の代理人が投票する場合>

「責任者または副責任者の学生証1枚」

代理人に委任される場合は、事前に自主規制案を検討した上で代理人の方に意思を伝えておいて下さい。また、投票の当日は必ず責任者または副責任者の学生証を持参してください。

企画登録証の発行を受ける際に投票権を持つ方が来られなかった場合は、5月21日～22日のプレハブ手続きが行われている時間帯にプレハブまで来ていただければ投票を行うことができます。なお投票結果の発表は5月23日の夜以降にWeb上にて行います。

3 - 1 全般的注意事項

1、委員会本部移転

5月25日(日)から期間中にわたり五月祭常任委員会本部が移転します。

場所：本郷文学部3号館脇仮設プレハブ

(例年合格発表が行われている辺り)

期間：5月25日(日)～6月2日(月)

21日(水)～22日(木)はプレハブ手続き(2ページ参照)です。

2、一般的な制限

本来改めて言う必要も無いことですが、五月祭においても社会慣習や一般常識を考慮したふるまいをしてください。

次のような行為は慎んでください。

- ・法令に反する行為
- ・施設、設備、機材等を破壊、破損、目的外に利用する行為
- ・無届けの企画行為
- ・他の企画、個人、近隣住民等に迷惑をかける行為
- ・五月祭の円滑な運営に支障を来す行為
- ・五月祭常任委員の指示に反する行為
- ・その他五月祭の場において不適當、非常識と見なされる行為

また、上記のような行為に対しては、原状の復帰に必要な措置に加えて、罰則が必要な場合があります。その場合の措置として次のものを想定しています。

- ・警察、大学当局、関係学部等への連絡、通報
- ・弁償、弁済に加えての罰金
- ・問題部分の強制的排除
- ・当該個人が属する又は当該個人の行為・管理に責任がある(と見なされる)団体の企画行為の中止、企画内容の規制、五月祭常任委員会からの便益の削減
- ・その他、再発・支障・弊害等を防止するために必要とされる行為

五月祭常任委員会や大学当局では個人の責任を追求する能力が不足しています。また、個人も企画構成員であるので企画団体に責任を取っていただきます。

更に、五月祭常任委員会は大学当局との関係や五月祭全体の秩序、公益との関係で、企画行為そのものに係る措置を当日や事後などに執ることがあります。その場合に、新しい形態の問題行為が発覚することもあり、少なくとも現状では禁止事項や罰則的なものを遍く網羅することは不可能です。企画の方には、Almightyでの文言の背景、法令や常識などを考慮していただき、特に見解に余地のある行為を検討する場合は、事前に十分な時間的余裕をもって五月祭常任委員会に打診してください。

以上、抽象的・包括的な制限と感じるかもしれませんが、ご理解のほど宜しく申し上げます。

3、企画参加に関する注意事項

(1) 企画中止

万一、企画を中止することになった場合は、当委員会に連絡してください。当日になって良い条件の企画場所が空いているのは、五月祭全体として大きな損失になります。

また、5月17日以降に企画中止をした場合は、運営委員を派遣して頂きます。

(2) 企画登録証

企画内容、企画場所、所定の条件を満たす責任者・副責任者が決定している企画について、責任者と副責任者の両方の学生証を確認し、企画参加保証金の納入を済ませた時点で、「企画登録証」を発行します。

運営委員業務の開始・終了確認、企画割当分パンフレットの配布、清掃チェック、企画参加保証金の返却など、さまざまな場面で「企画登録証」を提示していただくことがあります。企画団体の代表者であることを示す重要な書類ですので、紛失しないように気をつけてください。

(3) 企画保証金

五月祭に参加する企画団体には、いくつかの果たさなければならない義務があります。企画団体としての義務を理解していることを確認するため、「企画登録」の手続きの際に「企画保証金」を当委員会に預けていただきます。この「企画保証金」は、**企画団体としての義務をすべて果たしたことを確認した後、全額を返却します。**例えば、運営委員を欠席した場合、企画終了後に清掃をしなかった場合など、「企画保証金」が返却されないことがあります。

4、ピラ・ポスター・パンフレット

(1) 五月祭前日までに掲示する場合

- ・各学部の建物内でのピラやポスターなどの掲示は、各学部ごとに掲示場所が定まっています。各学部の事務の許可を得て掲示するようにしてください。
- ・屋外の一般掲示板については学生部学生課学生掛の許可を得て掲示するようにしてください。
- ・その他各施設についても、管理団体の許可を得て掲示してください。

(2) 五月祭当日に掲示する場合

内容

- ・企画もしくは企画団体と関連のないものの配布、掲示は認めていません。
- ・広告や企業名、学外団体名の掲載されたものの配布、掲示は届出の必要な指定行為です。(前回のAlmighty参照)
- ・公序良俗に反するもの、他者の名誉を毀損するもの、他企画団体の企画実施を妨害するもの、その他悪質なものの配布は禁止しています。

掲示・配布方法

- ・掲示にテープを使用する際は「はってはがせるテープ」を使用し、掲示板では画鋸を使用してください。ガムテープやセロハンテープ、釘などは施設を破損しますので、使用しないでください。
- ・配布の際は来場者の通行や、他の企画行為を妨害しないようにしてください。

掲示場所

- ・一般企画場所(屋外各ブロックや法・文・育・工・農・薬学部)で壁などにピラ等を貼る場合は、掲示板など貼ってもよい場所に貼ってください。はげたり、壊れたりするような壁には貼らないでください。
- ・特に以下のような場所のピラやポスターを貼ることは禁止です。
赤門・正門、キャンパス外に面した壁、木、トイレ、火災報知器、消火栓、避難誘導灯、剥がすのが困難な場所
- ・各学部掲示板及び一般掲示板に掲示を行う場合の詳細は各管理団体に確認してください。掲示板に貼ってあったものを剥がす、上から貼るといったことは行わないでください。
- ・安田講堂使用企画で同講堂にピラやポスターを貼る際は特に注意を払ってください。
- ・工・医・農・薬学部などの学部学科企画で各学部建物内に掲示などを出す際は各学部事務や各学部実行委員会に打診してください。

始末

- ・五月祭に係る掲示物は五月祭最終日までに各企画で片付けてください。
- ・ピラの配布を行った後は、散乱したピラの始末を各企画で必ず行ってください。

< 注意 >

昨年、赤門にピラが貼られる事件があり、大きな問題になりました。**重要文化財である赤門にピラを貼るようなことは絶対に止めていただきますようお願いします。**

去年の例もありますので、今年そのようなことをなさいますと大学により、**退学**などの厳しい処分も考えられますので、その点ご注意ください。

5、立看板

(1) 五月祭前日までの立看板を立てる際の注意

本郷キャンパス内に立看板を立てる場合は学生部学生課学生掛の許可が必要です。また、設置期間は3日間です。

当日に企画実施の妨げとなる場合は、五月祭常任委員会で移動、撤去します。

(2) 五月祭当日における注意

・五月祭期間中に企画場所から離れた場所に立て看板を立てる場合は「立て看板申請」を行ってください。(企画場所内に立て看板を立てる、例えば模擬店がテントの前に立て看板を立てる場合は届出は不要です。)

・他の企画実施や来場者の通行の迷惑となるようなものは移動、撤去します。

・身体の不自由な方のための設備(スロープ・ブロックなど)の邪魔になるような立て方をしている場合は移動、撤去します。

・風で倒れないようにしっかりと重しをつけてください。危ない立看板は移動、撤去します。

6、企画場所外でのパフォーマンス

企画場所以外では原則として企画行為は行えませんが、企画の呼び込みなどで一時的に企画場所外でパフォーマンスを行いたい、練り歩きたい場合は、事前に「行列申請」をしていただきます。(2～3人でのピラ配布程度であれば届出は必要ありません)

企画場所を離れて、パフォーマンスなどを行う場合は、他の企画実施や来場者の通行の迷惑とならないよう十分注意して下さい。

7、指定行為に関する諸注意

カンパ・募金を無届で行っていた場合、当日差し止めや一時没収という措置をとることになってしまいますので、必ず届出をしてください。外部とのコラボレーション(広告・宣伝等)、個人情報も同様です。(前回のAlmighty及び6ページ参照)

入場料を取りたいという企画があるようですが、五月祭の場では入場料の類(名目に関わらず来場者から事前あるいは事後に結果として強制的に金銭を徴収する行為。物品の販売・引き換えを名目とする行為も当然に含まれます)は一切禁止です。発見された場合、その場で企画停止という措置を取らざるを得ないので、そのような行為は一切しないで下さい。

8、食品について連絡

5月1日以降の新規の食品申請については一切認めません。ご注意願います。

9、自転車、二輪車等

五月祭当日まで本郷キャンパス内にある自転車などは、企画実施や来場者の迷惑となる場合、移動、撤去されます。

3 - 2 企画場所使用上の注意

1、共通事項

(1) 企画実行時間

5/30 (金) (学内公開日)

13:00-18:00

5/31 (土) 6/1 (日) (一般公開日)

9:00-18:00

1日夕方は、片付けで構内が混み合いますので、清掃及び片付けは、1日17:00～19:00を目処に、遅くとも19:30までには「清掃チェック」(3-5 清掃チェックについてを参照)を終了できるようにして下さい。

特に屋外では、日没後は清掃の効率が格段に落ちますので、早めに清掃・片付けを済ませることをお勧めします。

(2) 掲示物 (ポスター・ビラ)

ポスター・ビラの内容は、五月祭の企画の宣伝に限ります。営利目的などの掲示物の掲示は厳禁です。

貼付は「はってはがせるテープ」(掲示板では「画鋏」)を使用して下さい。ガムテープ等の使用は厳禁です。

掲示物を、ガラス面・トイレの壁面・黒板等・屋内屋外の床に貼ることは禁止します。**また赤門は、重要文化財につき、ビラの貼付は厳禁です。**

ルール違反の掲示は、建物・施設を痛め、五月祭のイメージを悪化させる可能性があるため、厳に慎んで下さい。企画団体のメンバーにも周知徹底を宜しく願います。違反した場合、来年以降の五月祭での企画参加に関して不利益を被る恐れがあります。発見した場合、当該企画団体に対し撤去を指示しますが、場合によっては、断りなく当委員会で撤去します。

(3) 行列・立看板 (申請締切5月6日)

ここで言う「行列」とは、「練り歩き行為」(企画場所以外でのパフォーマンス含む)と入場者などの行列のことを指します。五月祭当日、行列を作る場合は、日付・時間帯・開始終了地点

及びルート、そして、行列についての詳しい説明を申請して下さい。また、各自の【企画場所以外に】立看板もしくはそれに類するものを設置したい場合も、申請して下さい。

皆が無闇やたらに行列を作ったり立看板を設置したりすると、他の企画の方や来場者に迷惑がかかり、五月祭全体としての不利益に繋がります。それを調整するために申請を受け付けていますので、趣旨をご理解下さい。

注意：

行列行為の目的・立看板の内容は、五月祭の企画の宣伝に限ります。

来場者などの迷惑にならないようにするためにも、未申請の行列行為は中止して頂き、未申請の立看板は撤去・処分して頂きますので、ご了承下さい。

立看板を作成する際は、運搬中・設置後に壊れたり、風で倒れたりすることがないように、十分な強度を持たせ、ポリタンク等で固定して下さい。壊れかけている立看板、倒れやすい立看板は危険なため、必要に応じて撤去・処分します。

立看板をスロープ及び点字ブロックの上や隣接場所に設置しないで下さい。

立看板の裏面には、企画ID、企画名、責任者の氏名・電話番号を書いて下さい。

五月祭期間(5/30午後-6/1)以外の立看板設置については、全般的注意事項(11ページ)を参照して下さい。

(4) 清掃終了予定時刻の届出について

清掃チェックを効率よく行うため、清掃責任企画の方には、清掃終了予定時刻をWeb上で届け出て頂きます。詳しくはログイン後のページを御覧下さい。

(5) 最新のデータについて

場所割・各種査定結果などの最新データは、Webページを御覧下さい。

(6)当委員会の管轄する企画場所

Web上のデータを御覧下さい。

(7)その他

企画情報・ユーザ情報の確認

五月祭まであと1ヶ月となり、企画の詳細内容も決まった頃と思います。Web上で入力して頂いた各項目を確認して、より具体的なものに修正をお願いします。

企画情報（企画名・企画内容）

変更されている場合は、速やかに変更手続きを行って下さい。

ユーザ情報（所属・学年・メールアドレス・電話番号など）

進学・引越等で、所属や学年の変わった方は、Web受付の「個人情報の変更」画面で修正して下さい。古い情報のままですと、学生証の情報と登録情報が一致しないために、学生証を責任者の証明として使用できなくなり、手続きが行えません。また、当委員会からの連絡がとれない（メールがUser Unknownで返ってくる、電話で「使われておりません」のアナウンスが流れる等）場合が長期間続く場合、企画実行の意志がないものとみなし、企画中止扱いとする場合があります。

企画の中止

速やかに委員会まで連絡して下さい。

2、屋外企画場所（屋外ブロック含む、当委員会管轄場所）に関する注意

車両の通行に支障をきたすので、テントを建てるのは、前日(5/30)の【16:00以降】にお願いします。

夜間居残りができるのは、期日までに申請を行い、夜間居残りの許可がおりた企画に限ります。詳細は5ページを参照して下さい。

夜間の火気使用は厳禁です。特に花火は言語道断です。五月祭期間中にキャンパスで火災・ボヤが起これるということは、五月祭の続行・来

年以降の五月祭の開催にとって致命的なダメージです。よって、夜間の火気使用、花火の持ち込み・使用に関しては、厳粛な措置をとります。

ブロック境界や細部場所割の位置などで不明な点がある場合は、事前にご相談下さい。

3、屋内企画場所（当委員会管轄の教室・ホール・ラウンジ等）に関する注意

(1)一般的な注意事項

屋外ブロックと違い、夜間(20:00-8:00)に居残ることはできません。閉鎖時刻までには、必ず退室して下さい。

机・椅子等、備品の使用に際しては、取り扱いに十分注意して下さい。これらは、すべて講義など、教育目的に使用する備品であり、万一、破損・紛失などが起こった場合、現状復帰（損害賠償など）を求められます。

紛失等のトラブルを防ぐため、原則として、机・椅子の教室外への移動は控え、教室内で隅に寄せる等の措置で対処して下さい。どうしても外へ移動させたい場合は、早急に委員会宛にご相談下さい。この場合、移動先を確保した上で所轄の学部等に申請をする必要があります。もし、破損・紛失が判明したら、すみやかに本部プレハブに連絡するようにしてください。

教室内の音響映像機材等は、原則として使用出来ません。どうしても使用したい場合は、早急に委員会宛にご相談下さい。

(2)電力使用（当委員会が管轄する屋内教室使用企画のみ、教室照明除く）

4月17日締め切りの「使用電力調査」にて申し込みをした企画については、プレハブ手続き（4ページ）の際に「電力使用許可証」を発行します。五月祭当日は、この許可証に掲載されている電気機器類のみが使用可能です。

注意：

定格容量を越えて電力を使用すると、事故防止のため、電力供給がストップします。五月祭当日にそのようなことが起こると、原因となっ

た機器を探し当て、取り除き、各教室への電力供給を再開させるのは大変です。また、電源供給が突然絶たれることで、電気機器に悪影響を与えたり、来場者に不安を与えてしまうことは言うまでもありません。来年以降の五月祭での企画場所の確保が困難となる原因にもなるため、企画中止を視野に入れた罰則を検討していますので、十分に注意して下さい。なお、教室備品・他企画団体の電気機器が破損した場合、学部や他企画から損害賠償を請求される可能性もあります。

上記の理由により、事前に申請が出ていない場合は電気機器類の使用を一切認めません。また、申請内容に含まれていない機器の使用も認めません。「使用電力調査申請」を締切までに行っていないが、委員会管轄の屋内教室で電力使用を希望する場合は、至急、委員会宛にご相談下さい。

当委員会が管轄しない場所については、この許可証は不要です。

屋外で発電機を使用する場合は、この許可証ではなく、火気使用許可証が必要となります。

(3) マイク設置（屋内教室使用企画のみ）

屋内教室の（当日限りの）マイク設置については、4月17日締め切りの「レンタル申込」にて申し込みを受け付けていました。

マイクについては、特に使用許可証は用意していません。五月祭当日、（常に）マイクが設置してある教室を使用する企画団体は、機器類を破損しないよう細心の注意を払った上で、マイク設備を使用することができます。

(4) 控室

締切までに申請されたものに関しては、調整の結果、割振り結果をWeb上に公開していません。使用したいが、未申請の企画の方は、早急に、用途、希望するエリア、使用希望時間帯」をお知らせ下さい。

4、その他、企画場所毎の注意事項

以下では、企画場所毎の注意事項を挙げます。なお、時刻等の詳細については、多少変更する可能性があります。

屋外企画場所

屋外企画場所にて企画を行う際の絶対条件のひとつとして、「**非常時の緊急車両の通路を確保する**」ということがあります。よって、

「通路に椅子・ベンチその他を置く」、「来場者が集まることが十分予想される状況である（例：ダンスや音楽演奏のパフォーマンス）」にも関わらず通行の整理をする人員を置かない」

のような、非常時に緊急車両の通れないような状況を作り出すことのないようにご注意下さい。

なお、悪質な場合は、企画中止などの対応を取らざるを得ませんのでご了承下さい。

また、景観を損ねるので、地面にガムテープを貼らないで下さい。

法学部（ラウンジを含む、アーケードを除く）

法文1号館宿直室にて、学生証＋企画登録証を提示し、学生証と交換に教室の鍵を借りる。その際、各教室の備品リストを配布するので、開錠後、「自分で」備品リストと相違がないかを確認する。

日曜日は、遅くとも19:30までに清掃を完全に済ませておくこと。鍵を間違っても持ち帰らないこと。

（抜粋：昨年の学部からの注意事項）

第75回五月祭のための企画団体に対する教室・演習室使用上の注意事項

使用責任者は、教室・演習室使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用を始める前及び終了したときは、必ずその旨を法文1号館宿直室内の担当者に連絡すること。また、当日鍵を貸し出す際に備品一覧表を渡すので、過不足、破損等がある場合は速やかに申し出ること。

(2) 火気（特に煙草の吸いがら等）の取り扱いに留意するとともに、使用終了後は、室内の清掃、整理、戸締まりを必ず行うこと。

(3) 室内の机、椅子等の備品を損傷したり、汚さないように留意すること。

(4)使用時間については、予定時間を厳守するとともに、全企画終了後は、すみやかに全員退館すること。
(5)建物の管理上必要な事項を指示された場合には、その指示に従うこと。

東京大学法学部

文学部（ホールを含む）

金曜日の13時（予定）から、当委員会と文学部職員で各教室を巡回し、企画責任者を合わせた3者で教室点検を行いますので、（時間割企画、日曜だけ教室を使用する企画含め）金曜日の13時には、必ず各教室の前で待機しておくようにして下さい。教室点検を行わずに教室を使用することは認められませんので、十分注意して下さい。

（抜粋：昨年からの注意事項）

平成14年5月8日

五月祭教室企画者へ

文学部

五月祭で文学部の教室等を使用する団体は、以下の点に良く注意して、使用して下さい。

記

教室等の使用時間については、24日（金）（前日準備）は、13:00～18:00、25日（土）及び26日（日）（五月祭当日）は、8:30～18:00とする。

五月祭で使用する教室等については、盗難防止のため、夜間、施錠する。

このため、企画の開始及び終了の際は、必ず、文学部事務室へ連絡すること。

また、企画の途中で教室を無人とする場合についても施錠することになるので、企画の代表者は、必ず、文学部事務室へ連絡すること。

企画が終了した際は、必ず、教室を清掃し、現状を回復させ、文学部事務室に連絡し、文学部の確認を受けること。その際、当委員会委員が同伴していること。（清掃範囲は、当委員会の指示の範囲とする。）

各教室に配置してある教育用機器・備品等については、取り扱いには十分注意し、破損や汚損等のないようにすること。特に、音響設備は、移動したり破損等しないよう十分注意すること。

壁や扉等に掲示物を貼る際は、容易に剥がすことのできるテープを使用し、跡が残ることがないように注意すること。

火気には十分注意すること。

電気を大量に使用する企画は、各室の電気容量が1000W程度なので、限度を超えないよう十分注意すること。

以上

教育学部

金曜日の13時30分（予定）から、当委員会と経済学部職員で各教室を巡回し、企画責任者を合わせた3者で教室点検を行いますので、金曜日の13時30分に、教育学部1階に集合して下さい。教室点検を行わずに教室を使用することは認められませんので、十分注意して下さい。

工学部・薬学部（委員会管轄場所）

これらの建物には研究室が多くあります。五月祭期間中も、研究室への出入り・研究活動は日常通り続けられておりますので、企画実行の際には、研究活動の支障とならないよう、音の問題などには特に配慮をお願いします。また、廊下に、荷物・ボンベ等が置いてある場合がありますが、これらには手を触れないように、企画者・来場者への周知徹底を宜しくお願いします。

農学部

農学部3号館脇の電子掲示板には、【絶対に貼る紙を貼らないで下さい。】

時間割指定場所

前の企画が予定終了時刻をオーバーした（もしくは）場合は、

速やかに終了するように言う

自分の企画の持ち時間を削って分け与え、終了を待つ

の二択になると考えてください。前の企画に対して何も言わない場合は、後者を選択したと見なされます。

前の企画の企画終了・撤収完了が遅れたことを含め、いかなる理由があろうとも、終了時刻は厳守して下さい。不安がある場合は、十分な余裕をもって準備時間を確保するように努めてください。

五月祭全体の終了時刻が予定より遅れることになりますと、教室を使用するにあたって、委員会と各学部等との間で取り決めた事項に違反したことになり、次年度以降の教室使用ができなくなる可能性があり、委員会としても企画を強制的に終了させることがありますので、ご了承ください。

また、強制的に終了させない場合であっても、企画終了時刻を越えて企画を続行（時間延長）した場合、延長した時間に対応したペナルティーを課す可能性があります。

安田講堂

ビラの貼付には特に気をつけて下さい。はってはがせるテープ以外の使用は厳禁となっています。

当委員会が管轄しない屋外・屋内企画場所
各学部との調整を行っている各学部五月祭実行委員会、または直接各学部の事務にお問い合わせ、事前に

使用可能な日時

夜間居残りの可否

清掃の方法

などを確認しておいて下さい。

控室割り振り (2003/04/27現在 第76期五月祭常任委員会)

	5/30 (金)						5/31 (土)						6/1 (日)									
	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12			
法22	[Shaded]						企画使用						233 合唱団連盟 荷物は安田講堂控室へ									
法B1演 (更衣・控)	[Shaded]						132 フィロムジカ			113 歌劇団			136 MEAD			136 MEAD 調整中 149 弁論部						
法B3演 (更衣・控)	[Shaded]						144 エレク		237 箏曲研		136 MEAD		161 行政機構研究会		箏曲		エレクラ		144 エレクラ 調整中			
文1大	[Shaded]						154 プラスアカデミー			企画使用						[Shaded]						
文113	[Shaded]						企画使用						357 マン盆栽東大支部, 359 プ									
文313	105 音感, 159 FGA, 255 JJW 使用計画について話し合ってください						105 音感, 159 FGA 255 JJW 使用計画については話し合ってください						105 音感, 159 FGA 255 JJ									
文318	189 アビーロード, 346 POMP 使用計画について話し合ってください						189 アビーロード, 346 POMP 使用計画については話し合ってください						189 アビーロード, 346 POMP									
育358	150 表千家, 246 裏千家 使用計画について話し合ってください						150 表千家茶道部, 246 裏千家茶道同好会 使用計画については話し合ってください						150 表千家茶道部, 246 裏千 使用計画に									
工82	[Shaded]						142 アニメーション研究会, 357 マン盆栽東大支部 使用計画については話し合ってください						158 アニメーション研究会									
農5	[Shaded]						288 フラメンコ						288 フラメンコ 182 ベルカント									
薬大学院 講義室	[Shaded]						大学院のゼミの為使え ません			345 Artvision			190 合気道氣練会									
安田講堂 3F	[Shaded]						132 フィロムジカ		ステージ業者		154 ブラア		113 歌劇団		154 ブラア		113 歌劇団		233 合唱団連盟 11:40まで ステージ業			
安田講堂 4F	[Shaded]						132 フィロムジカ		129 音楽部管弦楽団		154 ブラア		113 歌劇団		206 法律相談所 14:45まで							
2食練習室	[Shaded]						[Shaded]						262 吹奏楽部 232 フィル									

注意・備考

基本的に施錠は出来ません。貴重品は必ず身につけて置いて下さい。

法B1演、B3演は共用更衣室としています。一応、希望の時間に応じて使用時間を割り振りしましたが、これ以外の時間帯に部屋を使われても構いません。使用終了後は、屋内企画場所同様、片付け・清掃を行ってください。各日とも19時までには部屋を空けて下さい。

144 エレクトーンクラブ 着替えは法B3演で、音合わせは文115でお願いします。 287 アマチュア無線クラブ 保管は部室・テントにお願いし

237 箏曲研究会 調弦・保管は文2大でお願いします。着替えは法B3演でお願いします。 341 古典ギター愛好会 調弦・リハーサルは企画場所でお願

3 - 3 運営委員割振結果発表

1、運営委員割振

(1) 暫定運営委員割振結果

運営委員割振申請に基づき、運営委員割振を行いましたので個別確認表を確認してください。Web 上でも確認出来ます。この結果は暫定的な割振ですので、都合が悪い場合は次で述べるような手順で割振の変更を行ってください。

(2) 運営委員派遣日時変更申請について

この企画代表者会議が終わった後、変更を希望される方を集めて調整を行います。この調整では自分の時間帯を変わりたい人と、その時間帯に変えたい人の双方が居た場合のみ交換という形で受け付けます。その他の場合はすべて Web 上での受付となりますのでご容赦ください。Web 上での受付については手続きマニュアルをご参照ください。

(3) 運営割振に関する手続き上の諸注意

(2)の申請の期間を過ぎた場合の手続きに關しては、単位数減少及び割振変更は原則として一切不可能となります。また、その場合の認められる割振に関する手続きは、単位数に関しては単純な増加のみとなり、委員会本部にて企画登録証の書換等が必要となりますので出来る限り期間中の手続きを行ってください。

(4) 今後の予定

(2)に基づいた運営委員割振結果を5月17日に確定させます。その結果は、Web 上で確認出来る他、5月21、22日のプレハブ手続きの際に発行された企画登録証に記載されておりますので、自分の企画が何時、何処に何人の運営委員を派遣すればよいのかということを確認し、遺漏の無いようにお願い致します。

2、運営委員の業務内容

(1) 5月18日以降の仕事

5月18日に割り振りとなった運営委員は資材移動を行います。

トラックへの資材積み込み・トラックからの資材積み下ろしが仕事内容です。

18日まで3週間ほど有るので忘れてしまうかもしれませんが、必ず項目「3、運営委員業務に

関する諸注意」を熟読の上出席されるようお願いいたします。

(2) 5月25日以降の仕事

次回企画代表者会議での指示に従ってください。

3、5月18日の運営委員業務に関する諸注意

(1) 運営委員派遣義務が履行されたことを証明するために、運営委員仮出席票を発行します。

(2) 当日は資材移動を行いますので、動きやすく汚れても構わない格好でお越し下さい。また、当日運営委員として出席なさる方にも伝えてください。(服装が汚れた場合でも、補償は致しません。)

(3) 所定の集合場所に指定された開始時間の10分程度前に集合して下さい。集合場所は、駒場はキャンパスプラザ中庭、本郷は本部プレハブ前です。交通費等の支給はありません。

< 運営委員業務の流れ >

集合場所で委員から出席確認を受ける。

現場の指揮は委員が取りますので、指示に従ってください。

終了時刻になったら、集合場所で委員から終了確認を受ける。(この終了確認が行われなかった場合は、当該運営委員の派遣義務は履行されなかったとみなされますので、十分御注意下さい。)

< 運営委員派遣義務未履行企画に対する処分 >

これまでの企画代表者会議でも御説明致しましたように、運営委員派遣義務は五月祭の成立の根幹に関わる非常に重要な義務です。そこで、運営委員派遣義務が最終的に履行されなかった企画に対しては、未履行事実の対外的公表、企画保証金の未返却処分、来期以降の企画参加の際の劣後取扱といった不利益処分が、当該企画の未履行の程度・様態に応じ科されることとなりますので十分御注意下さい。

3 - 4 五月祭期間中に使用可能な設備

1、夜間資材預かり制度

(1)概要

屋外で夜間居残りをしない企画の方を対象に、資材・火器の夜間預かりを、以下の日程で行います。

場所：安田講堂裏車庫（予定）

預入日時

30日(金)16:00～18:00

31日(土)17:00～19:00

返却日時

31日(土)8:00～10:00

1日(日)8:00～10:00

上記の時間帯以外は預け入れ・返却はできませんので、時間を守って下さい。

(2)注意事項

屋外企画で夜間居残らない企画の方は、安全確保の為にプロパンガスボンベを預けていただけます。また、椅子・机・火器等も預けることができます。ただし、貴重品やなまものは預りませんので各自でお持ち帰り下さい。

なお、30日(準備日)に夜間居残りを行わない企画も、借用する資材、レンタルする資材・火器は必ず時間に従って一旦受け渡しの手続きをとって下さい。この場合は、受け渡しの手続き完了後「資材預り」の受付所まで持ってきて下さい。

2、水汲み場

(1)概要

水汲み場とは、五月祭期間中に設置される流し台のことです。水を汲むだけでなく、用具の洗浄等にも利用できます。特に申請などは必要ありません。

(2)設置場所・時間

設置場所

水汲み場の設置箇所は、以下の4箇所です。

- ・教育学部西側（本郷通り側）
- ・法文2号館南側（メトロからの出口そば）
- ・総合図書館北側
- ・工学部列品館・法文一号館間（列品館側）

利用時間

水汲み場の利用時間は以下の通りです。これ以外の時間は利用を禁止致しますが、どうしても利用したい場合は、決して汚すことのないように細心の注意を払って下さい。

31日・1日両日、全箇所共通で 08:00～19:00

(3)注意事項

以下のことに気を付けてください。

- ・大きなごみは事前に落とすなどして、水汲み場に持ち込まないようにして下さい。
- ・生ごみなどの固形物は流さず、企画場所まで持ち帰って下さい。
- ・水汲み場を使った後には必ずきれいな状態に戻して下さい。汚してしまった場合や詰まらせた場合は、必ず清掃して下さい。

3、湯沸かし場

(1)概要

湯沸かし場とは、五月祭期間中にお湯を配給する施設のことです。

(2)設置場所・時間

設置場所

湯沸かし場の設置箇所は、以下の二箇所です。

- ・医学部本館正面北側（三四郎池寄り）
- ・法学部三号館（研究室）正面東側

利用時間

湯沸かし場の利用時間は以下の通りです。これ以外の時間は利用できないのでご注意下さい。

31日・1日両日、2箇所とも 09:00～17:00

(3)注意事項

全ての企画が自由に利用できますが、利用の際には以下のことを守って下さい。

- ・湯を運ぶことのできる容器(ポット等)を持って来て下さい。
- ・湯を運ぶ際には、周囲の安全に気を付けて下さい。

3 - 5 清掃チェックについて

1、概要

五月祭は、大学から教室・敷地を借りることによって初めて成立するものです。そのため五月祭終了時には、清掃を行って返却しなければなりません。そしてその清掃が十分になされているかを確認するのが清掃チェックです。

なお、当委員会管轄（23ページ参照）外の建物・教室を使用する企画の清掃チェックは、各学部の五月祭実行委員の指示に従って下さい。
注意：

「法学部・文学部・教育学部」の建物を企画場所とする企画の清掃チェックは、各学部の事務と当委員会の委員双方の立会いのもとで行われる予定です。

【「清掃チェック」を受けなかった場合は、企画実行に際しての義務が果たされていないと見なされ、ペナルティが課されます。】

2、清掃チェックの基準

当委員会では、概ね以下の基準に従って清掃チェックを行います。各学部実行委員会の清掃チェックの基準も、概ね以下の様になります。清掃がきちんと行われていなかった場合、清掃をやり直して頂きます。

屋外全域（ブロック含む）

資材の返却が完全に終わっていること。

テントが撤収されていること。少なくとも分解して束ねられていること。

ブロック内にごみ・ビラ等が残っていないこと。ごみ箱の中もチェックします。

道路を竹ぼうきなどで掃いていること。

ブロック内の立て看板が全て撤去されていること。

ブロックの端の通路や植え込みにごみが残っていないこと。

忘れ物がないこと（来場者・企画）。

隣接する清掃区域との境界にごみが残っていないこと。

周りの建物や階段の壁・天井・門などにごみが残っていないこと。自分の企画以外のビラも全て剥がして下さい。

屋内企画

資材の返却が完全に終わっていること。

机・椅子等の備品が元の場所に戻されていること。

教室内をほうきなどで掃いていること。

部屋にごみ・ビラ等が残っていないこと。ごみ箱の中もチェックします。

戸締まりがきちんとなされていること。

忘れ物がないこと（来場者・企画）。

立て看板が全て撤去されていること。

隣接する清掃区域との境界にごみが残っていないこと。

周りの建物や階段の壁・天井などにごみが残っていないこと。自分の企画以外のビラも全て剥がして下さい。

ロビー等の吸殻が始末されていること。

ごみ箱をひっくり返し（可能な所）、ごみ袋がセットされていること。

トイレが清掃されていること（区域内にある場合）。

3、清掃用具

清掃に必要なほうき・ちりとり等、清掃用具の貸し出しは、本部プレハブで行いますが、数がかかり限られていますので、なるべく各自で準備して下さい。なお、建物に備え付けのものは使わないで下さい。

4、手順

実際の手順について簡単に触れておきます。

(1)基本的な流れ

23ページのフローチャートを参考に、該当するパターンを探して下さい。自企画が清掃責任企画かどうかは、Web上の企画詳細情報（ブロック責、または、部屋責と書いてあります）などで確認して下さい。

注意：

清掃区域は、プレハブ手続き時、「企画登録証」等と共に、清掃責任企画に対してお渡しする予定の「清掃チェックシート」に記載してあります。

時間割使用場所については、その場所を最後に使う企画を自動的に清掃責任企画としています。

控室は教室に準じます。

清掃に不備があった場合は、再び清掃して頂くこととなります。

(2)企画場所毎の注意事項

屋外ブロック：

2日目(6月1日(日))の夕方(五月祭一般公開時間の終了後)清掃責任企画(=ブロック責任企画)の指揮の下、ブロック内の全企画が共同で、指定された清掃区域全体(基本的にはブロックと同じ場所)を清掃します。

企画内容に関わらず、全企画の方が清掃に参加する義務があります。どうしても2日目(6月1日(日))の最後に清掃に参加することができない場合は、必ず事前に当委員会までご相談下さい。

屋外ブロックでは、清掃責任企画がブロックを代表して当委員会の清掃チェックを受けて下さい。清掃責任企画以外の団体は、清掃責任企画の清掃チェックを受けて下さい。(帰ってはけません。)

清掃責任企画の方は、ブロック内の企画に「清掃チェック」をお願いします、と言われたら、企画場所及びその周辺の清掃状況を確認して下さい。清掃が完了していると判断すれば、相手の企画登録証にその旨と、企画ID・団体名・名前を書いて下さい。

その後、清掃責任企画の方は、当委員会の清掃チェックを受ける必要があります。清掃チェックを受けないまま帰ってしまったたり、別の場所に行ってしまったたりすると、そのブロックの他の企画に多大な迷惑をかけることとなりますので、十分に注意して下さい。

通常教室、その他の場所：

原則としてその場所を使用する企画(1つ、相部屋の場合は各々)が清掃責任企画となります。

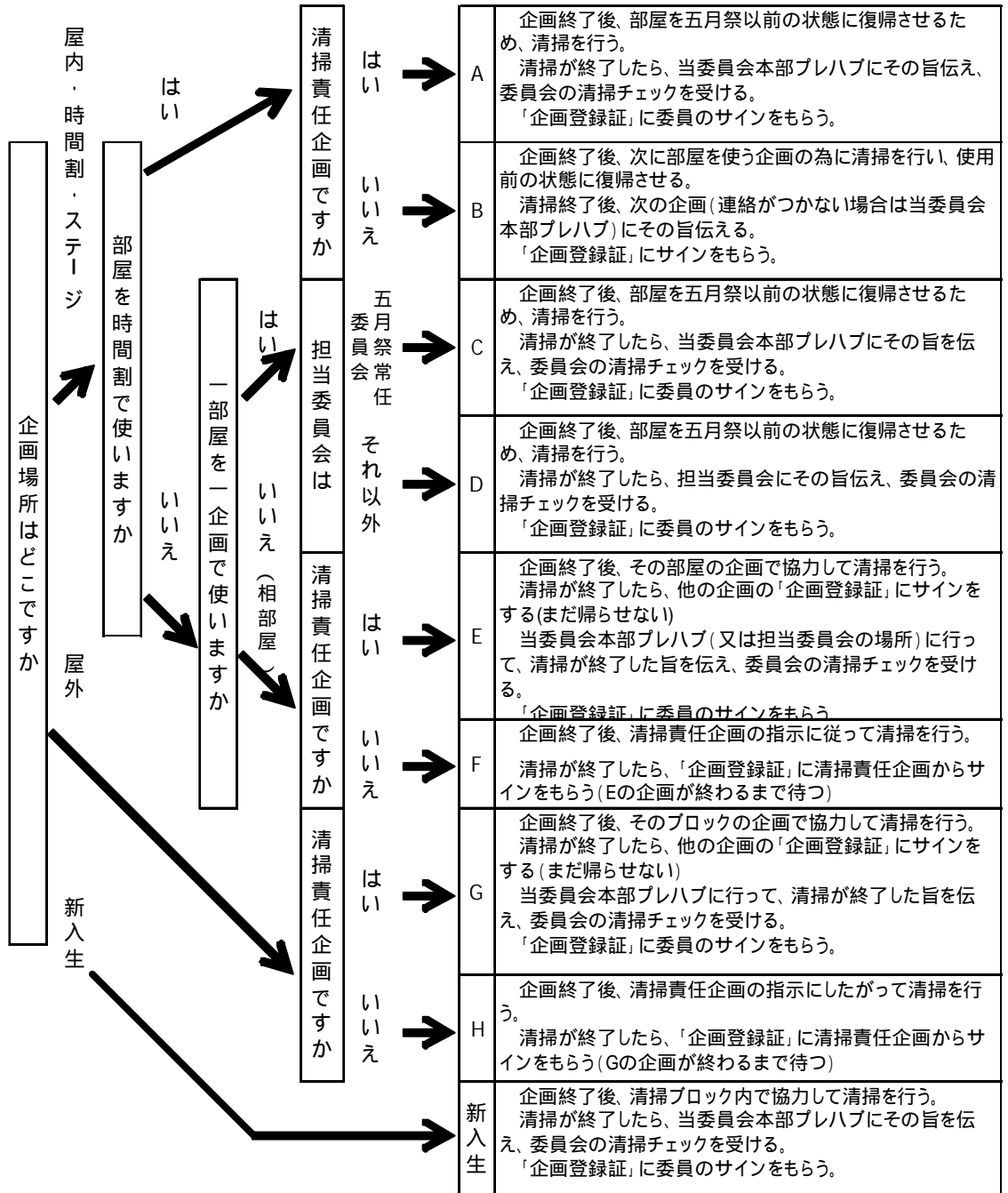
2日目(6月1日)の夕方(五月祭一般公開時間の終了後)に、指定された清掃区域(自企画およびその周辺(廊下・階段など))を清掃し、清掃チェックを受けます。

時間割企画場所：

各日(土・日)において、一番最後に企画場所を使用する企画が自動的に清掃責任企画となります。

清掃責任企画については当委員会の清掃チェックを受けて下さい。最後でない企画は、原則として次の企画のチェックを受けることとなりますが、時間帯が飛んでいる場合などでどうしても次の企画に連絡がとれない場合は、当委員会が清掃チェックを行う場合があります。自企画の使用時間(準備・公開・片付けの時間)終了までに清掃を行って下さい。次の企画の責任者の方は、前の企画に「清掃チェック」をお願いします、と言われたら、企画場所及びその周辺(廊下・階段など)の清掃状況を確認して下さい。清掃が完了していると判断すれば、相手の企画登録証にその旨と、企画ID・団体名・名前を書いて下さい。なお、不備があると判断すれば指摘し、やり直させて下さい。

清掃チェックフローチャート



企画場所		清掃チェック担当委員会(予定)	連絡先・場所
当委員会管轄		当委員会	03-5684-4594, 03-5841-7977
当委員会 非管轄	工学部教室の一部	工学部五月祭実行委員会	03-5841-6077, 6078 工7号館1階西端
	薬学部教室の一部	薬学部五月祭実行委員会	内線84884
	農学部キャンパス (1号館の一部除く)	農学部学術国際課 教育協力掛 飯塚さん	03-5841-5009 農3号館, 農1号館地下
	医学部全域	医学部五月祭委員会	内線83684
	理学部全域	担当教官	

3 - 6 学生生活委員会交渉報告

1、五原則 / 二附則の締結

五月祭常任委員会と学生生活委員会との間で、五月祭実施に関する基本的原則を以下のよう
に合意、締結しました。

第76回五月祭実施に関する基本原則の覚書

1、学生生活委員会学生担当WGと第76期五月祭常任委員会は、平成15年度五月祭の実施にあたり、基本原則の「五原則・二附則」について合意する。

2、基本原則の「五原則・二附則」に抵触するかどうかの判断が必要となった場合、両者が協議し一致するよう努力する。

[五原則・二附則]

五原則

事故の危険性がないこと

非営利であること

本学学生が主体であること

期間内に終了すること

特定の宗教・政党の宣伝活動の禁止

二附則

() 公序良俗に反しないこと

() 企業その他諸団体の宣伝につながる行為の禁止

これらは基本原則ですので、実際の適用に当たっては、どのように解釈・適用していくかが問題となります。これには、五月祭常任委員会も参加団体の方々の意見などを尊重した上で、今後学生生活委員会と協議を行っていくことを確認しました。

2、各種施設使用

[法文25番教室及び31番教室使用に関する覚書]

1、この合意は平成15年度限りとする。

2、25番教室に仮設舞台は設置しない。

3、31番教室に仮設舞台を設置し、その費用は、学生部において予算措置を講ずるものとする。

4、火薬類を含め火気の使用は厳禁とする。

5、教室の使用及び管理に関する詳細は別添のとおりとし、学生部と五月祭常任委員会は、教室の管理に不都合が生じないよう法学政治学研究所と十分協議する。

昨年度の問題から火気の使用は絶対にしないようきつく言われております。また、昨年机の上に土足でのるといったことがありましたが、備品管理についても厳重にさせていただきますようお願いいたします。

[大講堂使用に関する覚書]

1、大講堂は、原則として多くの観客が予想される講演会、シンポジウム、コンサートの企画使用であること。

2、営利を目的としないこと。

3、特定の政党・政治団体又は特定の宗教・宗教団体にかかわる活動を目的としないこと。

4、大講堂の施設及び基本的設備・備品の現状を変更し、又はこれに加工を施すような使用形態をとらないこと。

5、騒音などにより本学の教育・研究活動を乱す恐れがないこと。

6、大講堂内での行事の案内表示、ピラは必要最小限の大きさとし、壁面等へのノリ、セロテープ、ガムテープでの貼り付けを禁止する。

7、万一、企画終了後、損傷などにより修復又は整備の必要が生じた場合は、五月祭常任委員会がその費用を負担するものとする。

8、この合意は、平成15年度限りとする。

3、五月祭当日の管理運営全般

五月祭常任委員会により、五月祭当日の警備、防災、衛生保持、交通管理、清掃、問い合わせ対応、緊急時の警察署や消防署に対する対応などについての計画を提出し、審議しました。

4 - 1 ステージ企画

1、ステージ分担金について

ステージ分担金が仮決定しましたら、メールやWebにて告知しますのでご確認ください。

最終決定は企画数が決定してからとなりますが、この仮決定案から大幅な変更はない見通しです。

注意事項

実際の納入はプレハブ手続きにおいて行います。

安田講堂使用企画に関しては、空調使用料¥6600/時が含まれています。(ただし、空調が使用できるのは各日午前9時以降となります)

分担金納入後、企画中止(キャンセルや雨天中止を含む)となっても分担金は一切返却出来ませんので予めご了承下さい。

2、準備・リハーサル・後片付け

前日(30日(金))の2限まで授業が行われますので、準備開始は13:00から(安田講堂はリハーサルのため14:00から)でお願いします。ただし、法31番教室はステージの拡張作業を行うため、ステージ上の準備だけは15:30~16:00を目安に開始するようにして下さい。

リハーサルについては、既に確定している時間を遵守して下さい。特に前日(30日(金))・1日目(31日(土))の夕方、来場者が退出するまでのはけ時間も考慮に入れないと学部の事務方に多大な迷惑をかけることになり、場合によっては次年度以降使えなくなる恐れもありますので、注意して下さい。

3、グランドフェスティバルについて

ステージ詳細調査書をまだ提出していない企画の方は、早急に提出してください。提出されない場合は、希望通りの演出がなされない等の不利益をこうむることがあります。なお、詳細調査用紙をもっていないという方は代表者会議終了後に取りに来てください。

4、グランドフェスティバル以外の企画の方へ

グランドフェスティバル以外のステージ使用企画の方(安田講堂、緑の広場、法31番教室の方)にも、ステージ使用に際して簡単な調査(タイムテーブル、使用機材など)を行いたいと思います。Webにて調査用紙をダウンロードした上で記入して五月祭常任委員会室(生協第二食堂3階6号室)まで提出してください。

5、安田講堂について

先日安田講堂の見学会を行いました。5月の半ばに再度見学会を予定しております。

なお、今年度より、絨毯の清掃費用及びAVシステムのオペレーター代が使用費用として加算される可能性がありますので、その点ご留意下さい。

4 - 2 委員選出

企画代表者会議での委員の選出

五月祭常任委員会は、規約第3条で委員構成について次のように規定しています。(抜粋)

(委員構成)

第三条

本会は、次の各号に定める委員より、これを構成する

六 第九条の六の「企画代表者会議」において選出された東京大学学部学生二名。ただし、選出方法については、本会が決定する。

よって、下記の「企画代表者会議における五月祭常任委員の選出に関する規定」に基づき、今期も皆さんに、第5回企画代表者会議にて、次期(第77期)の五月祭常任委員会の委員2名を選出していただきます。

なお、選出の要領は、次回の第4回企画代表者会議に公示します。

--- 企画代表者会議における五月祭常任委員の選出に関する規定 ---

第一条(目的)

本規定は、五月祭常任委員会規約第三条の六に基づき、五月祭常任委員会が開催する企画代表者会議(以下、企画代とする)において二名の五月祭常任委員を選出する方法を定める。

第二条(選挙権)

選挙権は、五月祭に参加申し込みを行い、所定の手続及び企画(選出を五月祭終了後に行う場合)を行った企画団体の企画責任者がこれを有する。選出を行う企画代に企画責任者が欠席した場合、副企画責任者が選挙権を行使することができる。ただし、東京大学学部学生・大学院生・研究生・医学部附属看護学校生及び助産婦学校生(以下、本学学生とする)である企画責任者・副企画責任者以外が選挙権を行使することはできない。また、事前に五月祭常任委員会が定めた企画団体であることを証明する書面

を所持しない場合には、選挙権者であっても選挙権を行使することはできない。

第三条(被選挙権)

被選挙権は、すべての東京大学学部学生がこれを有する。

第四条(立候補)

立候補は、五月祭常任委員会が定め公示する立候補受付期間に、五月祭常任委員会が定める所定の手続を行うことによってこれを行う。公示は立候補受付期間の三日前までにこれを行わなければならない。

第五条(選出)

選出を行う企画代は、五月祭常任委員会がその期日を定める。

立候補者が二名を超える場合、企画代において投票を行い、得票数の多い上位二名が選出されるものとする。

立候補者が二名以下である場合、企画代において信任投票を行い、信任とする票が不信任とする票より多い場合に信任されたものとする。

投票に先立ち、立候補者は五月祭常任委員会の定める所定の形式においてその経歴及び見解を発表することができる。

投票は、五月祭常任委員会が作成する立候補者の氏名を記した投票用紙を、選挙権を有する者に配付し、定められた符号を二名以内に記すことにより行う。投票の管理及び開票は、五月祭常任委員会が行う。ただし、立候補者はこれを行うことができない。

立候補者及び本学学生は開票に立ち会うことができる。

第六条(補充)

立候補受付期間終了時に立候補者が二名に満たない場合、五月祭常任委員会は欠員について立候補受付期間を定める。以下の手続は、第五条に準ずる。

第七条(補則)

五月祭常任委員会は、開票及び選出の結果を公示しなければならない。

その他、企画代における五月祭常任委員の選出については、五月祭常任委員会がこれを定める。

第八条（改正）

本規定の改正は、五月祭常任委員が発議し、五月祭常任委員会の委員会総会において出席選出委員の過半数が承認した時に発効する。

編集後記

今までは、企画参加者の側で五月祭や駒場に私は関わってきたのですが、この度、初めて学祭の運営サイド、常任委員会に属し、流れでこの冊子の編集作業に携わる事となりました。自分のパソコンに一応フォトショが入ってるにも関わらず、使い方というか使い道が全く分らん、というほどパソコン初心者の私にとっては、ページメーカーというソフトは驚きの連続でありましたが、各部局の方々が提出してくれた原稿を何とか編集できたようでとりあえず胸をなでおろしております。

話は変わりますが、そろそろ「五月病」の蔓延する時期であります。特に新入生においては、生活環境の劇的な変化への順応とともに訪れる倦怠感の克服が今後の充実した学生生活を作り上げていきます。ずるずると引きずってしまい、降年、留年、挙句の果ては駒場でのリタイア、という深刻な事態をも引き起こしかねません。「目標を持って」などの抽象的な精神論は他に譲ることとして、ここで私は、五月病を克服するために、物質面でのアプローチを提案したいと思いません。文系なので詳しいことは分からないのですが、例えばアミノ酸のチロシンというのは、脳に「やる気」を起こさせる栄養素なのだそう。健康を扱ったテレビ番組でもその重要性は取りざたされておりました。チロシンはタケノコ（特に水洗いする前の白濁）に多く含まれるそうなので、タケノコを多く食する、ないしはアミノ酸のサプリメントで摂取する、これだけで精神状態は大きく変わるのではないのでしょうか。また、どうしてもやる気が出ないならば、遠慮なく精神科、神経科の病院に足を運んで見てください。医師の指導の下、適切な薬品が処方されることもあるでしょう。精神系の病院はまだ世間的には敷居が高いようですが、人間の体も所詮は物質で構成されている以上、心や精神もまた同じです。物質で心の持ちようをコントロールすることは邪道でも奇行でもない、私は思います。

...長々と書きましたがちなみにこれは私が喫煙しだした事の言い訳です(タバコも一応アッパー系の薬物らしい)。胃が痛い...。というわけで皆さん、意義のある初夏をお過ごし下さい。編集担当 逆走いろは坂

とりあえず書いてみる。現在企画代3日前。無事に準備はできるのか？ CAP

編集していないのに、というか仕事していないのに編集後記を書いているのはなんでだろー、なんでだろー。

今回の表紙の作品選定に私は関わっておりません。私は極めて真面目な好青年で電 やら零 なんて雑誌知りませんので。ちよび ツ Almighty? さて何のことやら。

というか、「最近マニアックすぎ。メジャー系にシフトしていこう」という意見を以前押し付けられた気がするのに、その本人も率先して思いっきり逆方向に...新手のいぢめか。 fukken

何とか企画代できそう CAP

本郷にやって来て早1年。こないだ入学したばかり、と思っていたらもう卒論が云々という学年になってしまいました。

月日の流れるのは早いもので、もう5月になります。そろそろつつじの綺麗な季節ですね。

ちなみに、こないだ久々に駒場に行ったら、井の頭線に新車が入っていることに気が付きました。なかなかインバータの音が良いですね。

組織局長 鉄の1設

死神風紀番長オールマイティー

編集者：新しい人

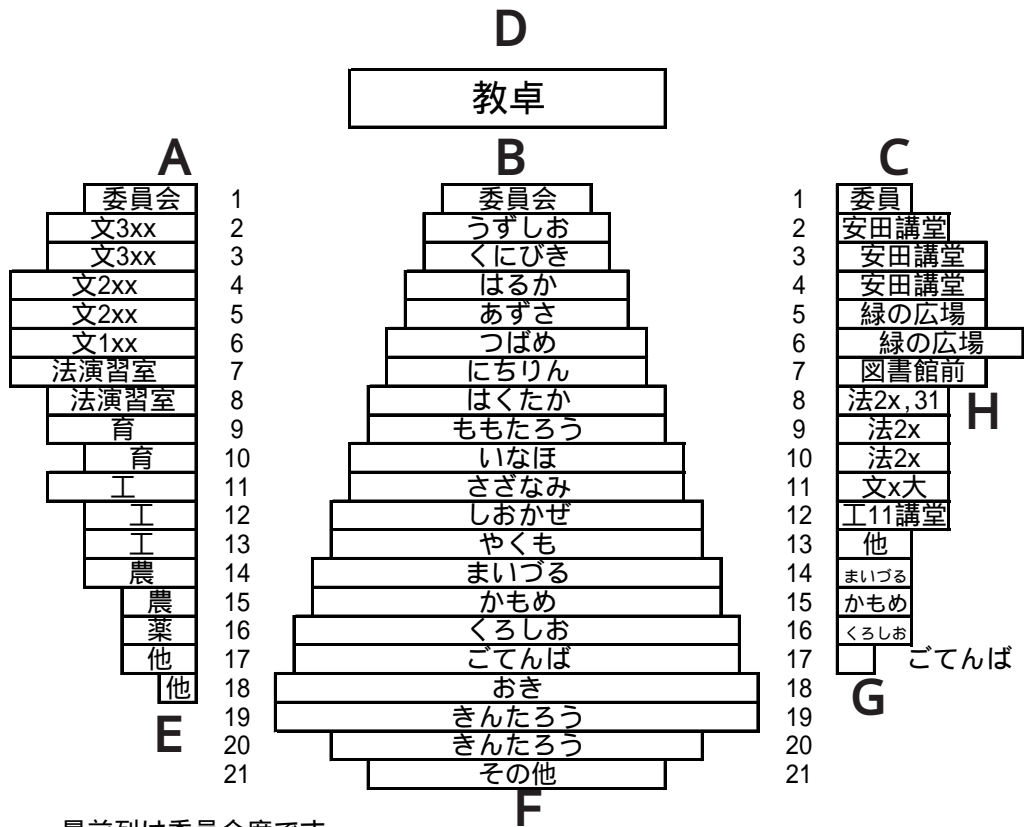
原稿：みなさん

編集者補助：孤独ないいんちょう

印刷：真夜中の哀れな人

製本：ムスケラーズ

座席表



最前列は委員会席です。
所定の位置に座ってください。

- A：火気担当(火気使用について)
- B：運営委員担当(運営委員に関する質問・変更希望など)
- C：総務局長(食品関係・入構管理など総務関係一般)
- D：委員長・事務局長(誰に質問してよいのかわからない事項・夜間関係など)
- E：組織局長・屋外担当・ステージ担当(場所割・控入室・清掃チェック関係・電力関係・ステージ関係)
- F：システム局長(We b受付関係)
- G：財政局長(現金援助・現物援助関係)
- H：環境局(環境関係全般・容器・飲料関連)

上記のところに担当がいますので、呼び出しがあるもしくは質問がある方は、その担当のところまでお越しください。